

機器点検に新しい点検項目 「容器弁の安全性」が設けられました



経年劣化による、誤放出や不作動を防止するために、設置後15年を経過した容器弁は、5年以内に安全性に関する機器点検(容器弁を取外して行なう耐圧点検、安全装置作動点検など)を実施することになりました。

お客様各位

日消装発第21-10号
平成21年6月
社団法人 日本消火装置工業会
会長 藤本二郎

ガス系消火設備等の点検要領改正について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消防用設備等の点検要領につきましては、平成14年6月11日付けの消防庁通知(消防予第172号)において全面改正され、この通知の「第6 不活性ガス消火設備」及び「第7 ハロゲン化物消火設備」の総合点検に、「設置後10年を経過した貯蔵容器の容器弁は、設置後15年までに再検査を行うこと。」と示されました。しかし、容器弁の再検査の方法が具体的に示されなかったことから、運用が進んでいませんでした。

その後、「消防用設備等の点検制度のあり方についての検討会」において長期間使用した機器の経年劣化への対応について検討され、「不活性ガス消火設備等の容器弁の経年劣化や腐食による誤放出や不作動を防止し、安全性を確保するために、容器弁の点検に係る規定、実施要領等を整備し速やかに対応を図っていくことが必要である。」との検討会報告書(平成20年2月 消防庁予防課)がまとめられました。

これを受けて、平成21年3月31日付け 消防予第132号「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」においてガス系消火設備等の点検要領が改正され、従来は総合点検の項目とされていた「容器弁の再検査」が、6か月ごとに実施する機器点検における「容器弁の安全性」の点検に移行され、各種容器弁の中で、「容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過したもの及び当該点検を実施後15年を経過したものについては、20年までにを行うこと。」と規定されました。また、その点検方法を規定した「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」が示され、平成21年3月31日から施行されました。

つきましては、容器弁の経年劣化や腐食による誤放出・不作動を防止し、お客様の安全・安心を確保していただくべく、機器点検における「容器弁の安全性」の点検の実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

「容器弁の安全性」に関する機器点検

Q & A



Q1: 「容器弁の安全性」の点検対象は?

A: 「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」、「パッケージ型消火設備」及び「パッケージ型自動消火設備」の貯蔵容器、加圧用ガス容器及び起動用ガス容器の容器弁のうち、容器弁の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過した容器弁及び当該点検を実施後15年を経過した容器弁が対象となります。

Q2: いつまでに点検をすれば良いの?

A: 設置後15年を経過した容器弁及び当該点検の実施後15年を経過した容器弁は、20年までに全ての容器弁の点検を終えなければなりませんので、計画的に製造年の古いものから抽出して点検していきます。

Q3: 既に20年を過ぎた容器弁は、すぐに点検?

A: 平成21年3月31日の時点で、既に20年経過した容器弁は、速やかに点検を実施する必要があります。

Q4: どのような点検をするの?

A: 「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に従って、①外観点検、②構造、形状、寸法点検、③耐圧点検、④気密点検、⑤安全装置等作動点検、⑥表示点検を行います。容器を工場に持ち帰って、ガスを抜き取り、容器弁を取外して点検します。この間、同仕様の代替容器を設置して当該設備を正常に継続・維持いたします。

Q5: 点検で不合格になった場合は?

A: 点検で不合格になった容器弁は、新品の容器弁に交換する必要があります。

Q6: 点検ではなく更新することはできるの?

A: 更新することはできます。更新した場合は「容器弁の安全性」の点検は必要ありません。劣化の著しいものや推奨交換年数(18年~20年)を過ぎた容器弁は、点検ではなく、新品の容器弁に交換されることを推奨します。

Q7: 容器本体は点検するの?

A: 容器本体は高圧ガス保安法の適用を受けます。ガスの再充填を行う際に、前回の容器検査から一定年限(原則5年、製造年により3年)以上経過している場合は高圧ガス保安法に基づく容器の再検査(耐圧検査等)が必要です。

Q8: 点検に要する日数は?

A: 点検には数週間程度必要です。なお、定期点検を継続契約されている場合は、代替容器を設置したままで、点検済容器を6ヶ月ごとに順次入れ替える方法もあります。

Q9: 点検済みの容器弁の表示は?

A: 点検又は更新を行った容器弁には、各々「再」又は「新」のシールを貼付し、点検済みの旨を表示します。

Q10: ガスの処理方法は?

A: ハロン1301消火剤は回収してリサイクルハロンとして再利用します。温室効果ガスとして排出抑制の対象となっているHFC-23及びHFC-227eaは高温下での破壊処理又は回収リサイクルします。

Q11: 容器弁のメーカーがなくなっている場合は?

A: 日本消火装置工業会にご相談ください。古くなった容器弁を放置しておくと、経年劣化や腐食による誤放出や不作動の危険性があります。

容器弁の高い安全性を確保するために、
規定期間内での点検実施が重要です。
より高い安全性を確保するため、
新品の容器弁への交換を推奨いたします。

ガス系消火設備等の点検要領の改正

平成21年3月31日付け 消防予第132号

— 容器弁の安全性に関する点検 —

消火設備機器の点検は、
(社)日本消火装置工業会の会員会社へ



いつも万全の体制を！

(社)日本消火装置工業会
電話：03-5404-2181 (代表) FAX：03-5404-7371
E-mail：shou-sou@gaea.ocn.ne.jp URL：<http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/>

お問合せ先：



NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd.

